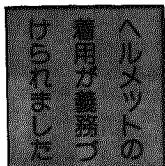


12月1日から

道路交通法が大幅改正

酒酔い運転は免許取消し



道徳教育法が、七年ぶりに
大幅改正され十二月一日から
施行されます。

今回の改正は二・三人で一
人が運転免許を持つ「国民皆
免許時代」を迎えて、「クルマ
社会の新しい秩序づくりをめざ
すものであります。

また、本県ではさる九月に
北陸高速自動車道が開通した
ため、運転上の心がけは十分
守って欲しいものであります。

主な改正内容は次のとおり
です。
(信号無視懲役三月以下罰
金三万円以下)

自転車は、歩行者、自転車
専用という標識がある場合
などになります。

現在の信号機は、車と歩行
者用の二種類で、これまで自

転車は車の信号機に従ってき
ました。

自転車は車と一緒に並んで
走るのが危険な場所や交差点
が増えてきました。

このため、新たに「歩行者

専用」という標識がついた三

通りで停止できる「フレー

キ」が設けられることにな
りました。

信号機のあるところでは、歩行
者と自転車は同じ信号機に従
つて運転する

ため、運転上の心がけは十分
守って欲しいものであります。

（信号無視懲役三月以下罰
金三万円以下）

